

大 個 審 第 3 7 号
(答 申 第 7 6 号)
平成 1 7 年 3 月 2 5 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 7 年 3 月 2 4 日付け急総医第 2 7 5 号で諮問のありましたカルテ等診療情報に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 7 号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件においては、申出者が同居の配偶者であり本人と関係の深い遺族であるとともに、病状、治療等について医師から説明を受けるなど、申出者は本人の病状、治療等に関する情報について知る立場にあり、これらの個人情報を申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。
- 2 提供対象となる情報の中の病棟管理日誌に記載されている本人以外の他の患者に関する情報については、第三者に関する個人情報であり、これを提供することより、当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあることから、提供することは適当でないものとする。
- 3 提供対象となる情報の中の第三者に関する情報（病棟管理日誌に記載されている本人以外の他の患者に関する情報を除く。以下同じ。）のうち、府立急性期・総合医療センターの名称、医師・看護師等の職員に関する情報については、府民の利用に供することを目的として管理する刊行物等に記録されている個人情報であることから、申出者に提供しても当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。
しかしながら、提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、上記以外の医療機関、検査機関及び医療機器会社の名称並びに医師名及び担当者名等が識別され得る部分については、当該医療機関、検査機関及び医療機器会社並びに医師等の同意を得た上で提供することとされたい。
- 4 申出者以外の親族に関する個人情報については、申出者から収集したもの及び申出者が了知していると認められるもの以外については、当該人の同意を得た上で提供することとされたい。